ショートステイ「ラ・メール小中野」

契約および重要事項説明ならびに個人情報利用同意書

入所契約書

ショートステイラ・メール小中野利用契約者（以下「契約者」という。）と社会福祉法人吉幸会（以下「事業者」という。）は、契約者がショートステイラ・メール小中野（以下「事業所」いう。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章　総則

第１条（契約の目的）

１．事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第４条及び第５条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

２．事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項は、ケアプランに定めるとおりとします。

第２条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の２日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第３条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

１．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。

２．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３．事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

４．事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

５．事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

第４条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第５条（介護保険の基準外サービス）
１．事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を越える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
２．前項の他、事業者は、レクリエーション行事、理美容のサービスを介護保険の基準外サービスとして提供するものとします。
３．前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
４．事業者は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族などに対してもわかりやすく説明するものとします。

第６条（契約期間と利用期間）
本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章　サービスの利用と料金の支払い

第７条（サービス利用料金の支払い）
１．契約者は、要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割、一定の所得以上の方は２割または３割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。
２．第５条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
３．前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
４．契約者は、第３項に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第８条（利用の中止・変更・追加）
１．契約者は、第６条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合　には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。
２．契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
３．事業者は、第１項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

４．契約者は、第６条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
５．前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１２条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
６．第４項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うもの　とします。

第９条（利用料金の変更）
１．第７条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
２．第７条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の２か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
３．契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　事業者の義務

第１０条（事業者及びサービス従事者の義務）
１．事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
２．事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
３．事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行　わないものとします。
４．事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
５．事業者は、サービス提供時において、契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要　な措置を講じるものとします。

第１１条（守秘義務等）
１．事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
２．事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
３．前２項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章　契約者の義務

第１２条（契約者の施設利用上の注意義務等）

１．契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２．契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な処置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３．契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４．契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、施設の利用方法等を決定するものとします。

第五章　損害賠償（事業者の義務違反）

第１３条（損害賠償責任）

１．事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１１条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２．事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１４条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の名号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第１５条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火などの天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第１６条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

１．契約者は、以下の名号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第１７条から第１９条に基づき本契約が解散又は解除された場合

２．事業者は、前項第一号を除く名号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第１７条（契約者からの中途解約）

１．契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２．契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第９条第３項により本契約を解除する場合

二　契約者が入院した場合

三　契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第１８条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第１１条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

第１９条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　契約者が、契約織結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続したがい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による、第７条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生

命・身体，財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第２０条（精算）

第１６条第１項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１２条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から１週間以内に精算するものとします。

第七章　その他

第２１条（苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２２条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

１．指定短期入所生活介護の概要

（１）当施設の概要

施　　設　　名	特別養護老人ホーム　ラ・メール小中野
所　　在　　地	青森県八戸市小中野五丁目 10 番１号
電　話　番　号	０１７８－３８－３４３５
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０１７８－３８－３４０４
事　業　所　番　号	０２７０３０４２３１

（２）当施設の職員体制（地域密着型介護老人福祉施設と兼務）

職　　名	常　勤	非常勤	合　計	業　　務　　内　　容
管理者（施設長）	１名		１名	介護従業者及び業務の管理
医　　師		１名	１名	健康管理及び療養上の指導
生 活 相 談 員	２名		２名	生活相談、処遇の企画や実施等
管 理 栄 養 士		１名	１名	食事の献立作成、栄養指導
介　護　職　員	13 名以上		13 名以上	日常生活全般の介護並びに相談、助言等
看　護　職　員	１名以上		１名以上	健康管理や療養上の世話
機能訓練指導員	１名以上		１名以上	機能訓練に関する業務
介護支援専門員	（１名）		（１名）	施設サービス計画の作成等に関する業務
事　務　職　員	１名以上		１名以上	預かり金等に関する業務
清　　掃　　員		２名	２名	清掃、洗濯等の業務
計	１９名	４名	23 名	

（３）主な職種の勤務体制

職　　種	勤　　務　　体　　制	
医師（嘱託医）	毎月第１・３　　木曜日	
看　護　職　員 及び 介　護　職　員	早　番	７：００～１６：００
	日　勤	８：３０～１７：３０
	遅　番　1	１０：００～１９：００
	遅　番　2	１１：００～２０：００
	夜　勤	１６：３０～　９：３０

（４）当施設の設備の概要

（共有設備）

医　務　室 （医務薬品庫･看護ルーム・静養コーナー）	２０．４４㎡	脱　衣　室 （1・2）	１室①　６．２１㎡ １室②　６．９９㎡
面　談　室	１２．９４㎡	研修・会議室	４９．７０㎡
浴　　室	機械浴室・小浴室　２２．００㎡	介護ルーム	８・５４㎡
霊　安　室	９．３２㎡	共同生活室 （食堂・機能回復訓練室・リビング）	１３４．６２㎡

（多床室　定員10名）

居　　室	2人部屋1室（1室２２．７８㎡） ４人部屋2室（1室４５．５６㎡）

２．当施設の短期入所生活介護の特徴等

（１）運営の方針

短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、入所前の生活と入所後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を提供することにより、利用者が日常生活を営む為に必要な援助を行う。そのことにより、入所者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じて自律的な日常生活を営んでいただくことを目的としています。

（２）サービスの利用のために

事　　項	備　　考
従業員への研修の実施	年１２回内部勉強会を実施します。（外部研修は適時実施）
事業提供マニュアル	事業計画に添った余暇サービスを提供いたします。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
変更の申し込み方法	サービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。
身体的拘束	入所者又は、他の入所者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

（３）サービスの利用に当たっての留意事項

面　　会	面会時間　午前７時～午後８時 （来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください）
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出・外泊届に必要事項を記入してください。
飲酒・喫煙	医師の指示がある方は、ご遠慮いただく場合があります。
所持品の持ち込み	原則として、身の回り品は持ち込み可能です。
設備、器具の利用	設備、器具はご自由にお使いください。

３．サービスの内容

サービス	内　　容
居室の提供	基本、多床室になります。（場合によっては個室になる事もございます）
食　　事	朝食　7：30～　　昼食　12：00～　　夕食 18：00～
入　　浴	個浴の実施など、入所者の意向に応じた入浴を週に最低２回していただきます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もあります。
生活相談	生活相談員に、日常生活に関する事などについて相談できます。
機能訓練	生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行います。
介　　護	食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施いたします。
健康管理	医師の指示により健康管理、保健管理を行います。 【協力医療機関】 ・ホームケアクリニック　はちのへ ・白山台歯科医院
レクリエーション	軽体操・趣味活動・その他行事、随時ボランティアの慰問もあります。

４．利用料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

①短期入所生活介護サービス料（空床型）

	１日当りの利用料金	介護保険適用時の１日当りの自己負担額
要介護度　1	6,030 円	603 円
要介護度　2	6,720 円	672 円
要介護度　3	7,450 円	745 円
要介護度　4	8,150 円	815 円
要介護度　5	8,840 円	884 円

②付加サービスの利用料

☆サービス利用以外でお支払いいただく料金（１割の場合）

◎送迎費用　片道　１８４円

◎療養食加算　１回　８円

◎サービス提供体制加算Ⅲ　１日　６円

◎介護職員等処遇改善加算Ⅰ　介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)
176/1000　(1 月につき)

◎緊急短期入受入加算　１日　９０円
計画にない緊急の利用で担当の介護支援専門員が必要と判断した場合（必要に応じて最大１４日間）

◎夜勤職員配置加算Ⅲ　１日　１３円

◎生産性向上推進体制加算Ⅱ　１月　１０円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した｢サービス提供証明書｣を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

※　一定の所得以上の方は２割又は３割負担となります。

※　上記の送迎は、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて必要と認められる場合のみ、介護保険給付の対象となります。

※　療養食加算は医師の発行する食事せんに基づき適切な療養食を提供した場合加算します。

※　夜勤職員配置加算は夜間の介護職員配置を強化し、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引実施可能な職員を配置していている場合に算定

（２）（１）以外のサービス料金料

食　　費	１日　1,545 円　（　朝食　450 円、　昼食　565 円、　夕食　530 円　）	
居　住　費	１日　　915 円　、　個室　　1,231 円	
希　望　食	実費	
日常生活費	理美容代	実費
	健康管理費	インフルエンザ等予防接種費用　実費
	レクリエーション費用	実費

	クラブ活動費	実費

※ 居室と食事に係る費用については、特定入所者介護サービス費の適用になる方は、下記の負担額となります。

利用者負担額

☆利用者負担第１段階

	居　住　費	食　　費
多床室	０円	３００円
個　室	３８０円	３００円

☆利用者負担第２段階

	居　住　費	食　　費
多床室	４３０円	６００円
個　室	４８０円	６００円

☆利用者負担第３段階①

	居　住　費	食　　費
多床室	４３０円	１，０３０円
個　室	８８０円	１，０３０円

☆利用者負担第３段階②

	居　住　費	食　　費
多床室	５３０円	１，３６０円
個　室	９８０円	１，３６０円

☆利用者負担第４段階

	居　住　費	食　　費
多床室	９１５円	１，５４５円
個　室	１，２３１円	１，５４５円

（３）料金の支払方法

１か月ごとに計算し、ご契約者はこれを翌月の末日までにお支払いください。

お支払方法は、窓口、振り込みの他、青森みちのく銀行からの引き落としもできます。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）利用の中止、変更、追加

①利用予定期間前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日ま

でに事業所に申し出てください。

②サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

③ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

④利用予定日前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

⑤自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ご契約者が亡くなられた場合

⑥その他

- ご契約者がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず支払わない場合、又はご契約者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の７日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。

６．サービス内容に関する苦情

①「ラ・メール小中野」のお客様相談・苦情窓口

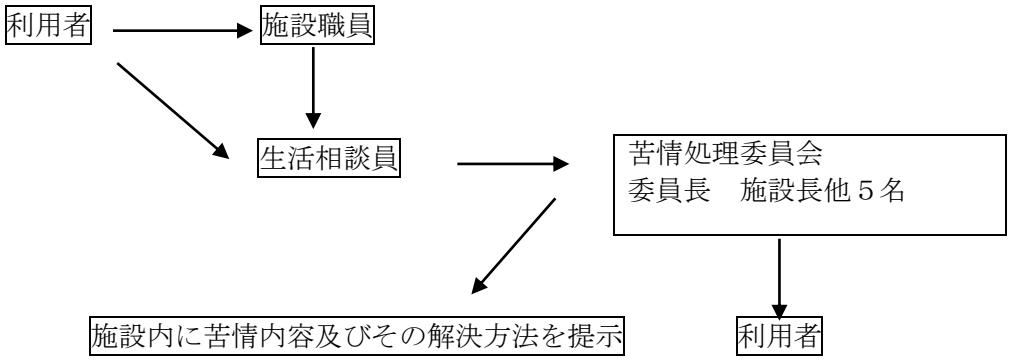
担当者　　生活相談員

電話番号　０１７８－３８－３４３５　ＦＡＸ　０１７８－３８－３４０４

受付　　年中（ただし　１２月２９日～１月３日を除く）

受付時間　　午前８時３０分　～　午後５時３０分

（苦情処理フロー）



ほかに、八戸市介護保険課（直通）　　電話　０１７８－４３－９２９２

青森県国民健康保険団体連合会相談苦情窓口　電話　０１７－７２３－１３３６

②その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情

を伝えることができます。

７．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏　名			
	連絡先		電話番号	
ご家族①	氏　名			
	連絡先		電話番号	
ご家族②	氏　名			
	連絡先		連絡先	

８．事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

又、ご契約者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当施設は、あいおい損保会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

９．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実　施　の　有　無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

１０．非常災害対策

防災時の対応	まず１１９番に通報し、自衛組織に基づき、入所者を安全な場所に誘導し且つ、消火に努める。
防災設備	差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器、煙感知器、防火扉、消火栓により対応可能です。
防災訓練	年２回実施する。
防火責任者	専任の責任者を任命しています。

１１．守秘義務

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。ただし、担当者会議、主治医、他の事業者等からの照会等については、この重要事項説明書により、本人、家族の同意を得たものとして、情報提供するものとする。

１２．その他

地域密着型介護老人福祉施設も行っております。

個人情報利用同意

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1　使用目的

（1）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援事業者または地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

（2）上記（1）のほか、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、または介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合

（3）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩しまたはケガ等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明する場合

2　個人情報を提供する場所

（1）居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載されている介護サービス事業者

（2）病院または診療所（体調を崩しまたはケガ等で診療することとなった場合）

3　肖像権および施設内におけるボランティアとの交流

（1）施設においてはその性格上、他ご利用者様のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。

（2）当法人では、広報誌・ホームページにて、ご利用者様の日常のご様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者様のお写真を掲載させていただく場合があります。

□顔写真について（広報誌　・　ホームページ　・　施設内掲示）〇で囲んだもののみ掲示を了承します。

□いずれも掲載をお断りします。

4　使用する時間

サービスの提供を受けている期間

5　使用する条件

（1）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う

（2）個人場情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

指定短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、別紙書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

ショートステイ　　ラ・メール小中野

説明者氏名　　印

私は、別紙書面により事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供に同意しました。

また、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

令和　　年　　月　　日

〈事業者〉　住　　所　青森県八戸市北白山台５丁目２番５号

事 業 所 名　　社会福祉法人　吉幸会

代表者氏名　　理事長　　上　山　　貢　　印

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

代筆者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代筆理由　□字が書けない為

□その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご家族　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

続柄（　　）

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。